まちのこえへの回答　№1　（自治会・町内会運営の整理について）

担当主管課：町民課（内線 236、270）

要望等内容	回答
現在、全国的に自治会・町内会では、役員の担い手不足、高齢化、業務負担の増大、加入率低下などが課題となっています。また、広報配布方法の見直しやデジタル化の進展などにより、自治会・町内会に求められる役割も変化しつつあると認識しています。こうした状況を踏まえ、将来的な持続可能な地域運営の観点から、以下の点について町の基本的な考え方を伺います。 １　自治会・町内会の位置づけについて 町は、自治会・町内会について、① 完全に私的な任意団体なのか、② 地域公共性を有する住民自治組織として位置づけているのか、基本的な整理について伺います。また、行政との協力関係（広報、防災、環境美化等）との関係について、どのように整理されているのか併せて伺います。 ２　自治会・町内会に依頼されている業務について 令和８年４月１日現在、町から自治会・町内会へ依頼されている 41 の各種業務について、法律上の義務、行政協力依頼、慣例的協力、地域判断による任意活動など、どのような性質として整理されているのか伺います。また、自治会・町内会役員の担い手不足が進む中、今後、業務負担軽減や役割整理について検討する予定があるのか併せて伺います。 ３　区長連絡協議会との関係について 過去の「まちのこえ」回答では、「自治会・町内会運営に関する整理については、大磯町区長連絡協議会が主体となって検討することが望ましい」との見解が示されています。そこで、① 区長連絡協議会は、自治会・町内会運営について、どのような事項を協議・提案可能な組織であるのか、② 町として、区長連絡協議会からどのような要請があった場合、自治会運営ハンドブックやＱ＆Ａ等の作成支援を行う想定であるのか、③ その場合の具体的手続（決議方法、提出方法等）はどのようなものかについて伺います。	日頃より、町政に御理解、御協力いただきありがとうございます。 まちのこえに投書いただいた「自治会・町内会運営の整理について」につきまして以下のとおり回答いたします。 １点目の「自治会・町内会の位置づけについて」です。 ①完全に私的な任意団体なのかについては、自治会は住民自治の理念の下、住民が自主的に組織する任意の団体です。 ②地域公共性を有する住民組織として位置付けられているのかについては、自治会・町内会は、地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティとして、町づくりを担う上で不可欠な組織として、自治基本条例に位置付けています。 また、行政との関係については、行政だけでは解決できない地域の多様な課題を、町民同士の自主的、主体的な活動や、町との協働を通じて解決することがまちづくりの推進につながることから、町はコミュニティ活動の役割や自主性を尊重し、必要に応じて支援を行うこととしています。 そのため、まちづくりにおけるパートナーとして認識しています。 ２点目の「自治会・町内会に依頼されている業務について」は、各依頼業務により法令上の義務なのか、契約、協力依頼なのか性質が異なります。 また、依頼業務については、自治会・町内会の負担軽減を検討しています。 ３点目の「区長連絡協議会との関係について」です。

４　自治会運営に関する情報提供について 近隣自治体では、自治会運営ハンドブック、Ｑ＆Ａ形式の情報提供、会計や役員運営に関する整理資料などを公表している事例があります。大磯町においても、役員負担軽減、会計透明化、持続可能な地域運営の観点から、これら先行自治体の先進事例を参考に、町として最低限の情報整理や情報提供について検討する考えがあるか伺います。 ５　「自治会会計と宗教関係費の一括徴収」に関する法的整理と広報について 近年、全国の自治体では、自治会運営に関する住民間トラブルの予防や、役員負担軽減、任意参加原則の整理などを目的として、自治会費、寄附金、宗教関係費等に関するＱ＆Ａ形式の情報提供が行われている事例があります。将来的な住民間の解釈の齟齬や不要な地域トラブルを予防する観点から、特に問い合わせや相談が多いとされる「自治会費と神社関係費等の宗教関係費の一括徴収の可否」について伺います。例えば、香川県さぬき市の公式ホームページ（2026 年２月２日更新）では、自治会活動にかかるＱ＆Ａとして、以下の通り明確な法的見解を掲載し、広く住民や全国に向けて情報発信を行っています。 【さぬき市公式 HP「自治会活動にかかるＱ＆Ａ」より引用】 質問：自治会費と神社関係費を一括徴収するのはできるのでしょうか。 回答：宗教に関わる費用については、個人の意思により行うものであり、自治会の活動費用である自治会費とは別の性質を持っていることから、本人の意思を確認せず自治会費に上乗せして徴収することは、信教の自由ないしは信仰の自由を侵害するおそれがあります。 過去には、宗教関係費を自治会の活動に必要な自治会費とは区別せず、自治会費として一括して徴収していた自治会の会員が、宗教関係費を除いた自治会費を納入しようとしたとき、これを拒否され、会員から除かれたことについて、信仰しない宗教に参加を強制するものであり、信教の自由ないしは信仰の自由を侵害し違憲であるとの裁判所の判例もありますので、自治会で宗教に関わる費用を集金する場合は、自治会内で十分に協議するとともに本人の意思を確認して集金することが必要だと考えられます。	①区長連絡協議会は、自治会・町内会運営について、どのような事項を協議・提案可能な組織であるのかについてです。区長連絡協議会は、大磯町内自治組織の効率的な地区活動を推進し、住みよい大磯町の発展に寄与することを目的として設置され、地区活動の情報交換や大磯町の発展に関する関係機関との情報交換及び、必要な事項の研究・提言、関係機関からの相談などに取組んでいます。 ②区長連絡協議会からどのような要請があった場合、自治会運営ハンドブックやＱ＆Ａ等の作成支援を行う想定かについては、区長連絡協議会に所属する自治会の共通課題として、解決に向けた取組みが必要であると判断した際には、ハンドブック等の作成支援を行うことが想定されます。 ③具体的な手続きについては、区長連絡協議会がお決めになる事柄になります。 ４点目の「自治会運営に関する情報提供について」は、以前のまちのこえの御回答のとおり、町が整備するのではなく、区長連絡協議会が主体となって検討することが望ましいと考えています。なお、他自治体の先進事例について情報提供することは必要に応じて過去にも行っています。 ５点目の「『自治会会計と宗教関係費の一括徴収』に関する法的整理と広報について」は、区長連絡協議会に情報提供し、状況に応じて町の対応を検討します。 貴重な御意見ありがとうございました。

（参考判例：佐賀地方裁判所　平成 14 年４月 12 日判決「地位確認等請求事件」） 　このように、一部自治体では、住民間トラブルの予防及び自治会運営の透明化の観点から、行政が一定の情報整理や法的留意点の周知を行っています。 　大磯町としても、近隣自治体や全国の先進事例を参考に、自治会運営に関するＱ＆Ａ形式による情報提供や、自治会費と宗教関係費等の整理について、今後検討する考えがあるか伺います。 　なお、本件は、地域の伝統や地域活動そのものを否定する趣旨ではなく、時代の変化に応じ、住民負担の軽減及び持続可能な地域運営について建設的に整理することを目的として伺うものです。	※本件に関する主管課は、次のとおりです。 　　町民課　町民協働係（内線 236、270）

まちのこえ受付日：R8.5.29

掲示日：R8.6.19